

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 9 月 26 日（火）第3352号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
 - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）（水産振興課取扱い） 1
 - 小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定（水産振興課取扱い） 2
 - 県営土地改良事業に係る換地処分（2件）（農地整備課取扱い） 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市花尾町1006番
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第972号

阿久根市折口1822番地2 江口藤義及び阿久根市折口556番地1 尾上初義からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市折口区域（阿久根市大字折口の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業，主として棒受網漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第973号

薩摩川内市下甑町青瀬691番地 春田富男及び薩摩川内市下甑町青瀬690番地 兵頭幸基からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町青瀬区域（薩摩川内市下甑町青瀬の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業，雑魚定置漁業，小型定置漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第974号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により，小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 許可の申請を要する者
宮崎県と鹿児島県の境界線と，肝属郡肝付町と同郡南大隅町の境界点から真方位150度の沖合線とによって囲まれた鹿児島県海域で，手繰第2種漁業を営もうとする者
- 2 許可の申請の期間
平成29年10月10日から同月20日まで

鹿児島県告示第975号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）西之表地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を，平成29年9月7日に行った。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第976号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第一面縄地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を，平成29年9月7日に行った。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 9 月 26 日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-----|-----|-----|------------|--------|-------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|---------------------|---------|---------------------|-------|---------------|------|
| えんでん内科ク リニック | いちき串木野市 東塩田町35番地 | 医療法人親貴会 | いちき串木野市 東塩田町35番地 | 海江田正史 | 平成29年 9月1日 | 短期入所 |
|-----------------|---------------------|---------|---------------------|-------|---------------|------|

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第109号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年9月26日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRドラム海物語STB | 株式会社サンスリー | 7P0967 |
| ぱちんこ遊技機 | CR無双OROCHI WBA | 株式会社サンスリー | 7P1091 |
| ぱちんこ遊技機 | CRエヴァンゲリヲン12G | 株式会社ビスティ | 7P1078 |
| ぱちんこ遊技機 | CR遊技性ミリオンアーサーMJ | 株式会社ミズホ | 7P1030 |
| 回胴式遊技機 | パチスロゴッドイーター2/CC | 山佐株式会社 | 7S0998 |
| 回胴式遊技機 | ニューパルサーSP2/DD | 山佐株式会社 | 7S1083 |
| 回胴式遊技機 | SLOT魔法少女まどか☆マギカ AMA | 株式会社エレコ | 7S1057 |